

平成 19 年 10 月 12 日  
関 東 財 務 局

## 株式会社東和銀行に対する行政処分について

1. 株式会社東和銀行(本店：前橋市)については、平成 19 年 2 月から実施した金融庁検査(注)、及び当該検査結果を踏まえた銀行法第 24 条第 1 項に基づく当行からの報告等によると、以下のような重大な問題が認められており、同行の経営管理態勢及び法令等遵守態勢は極めて不十分である。

(注) 立入検査期間：平成 19 年 2 月 27～6 月 20 日

検査結果通知日：平成 19 年 8 月 24 日

- (1) 東和銀行においては、特定与信先について債務者の実態から乖離した不適切な融資判断や融資管理が行われるなど、不適切な事例が認められたが、こうした実態の背景には、一部の代表取締役の主導・関与が認められたこと。

(注) なお、これらに係る信用リスクの増大については、既に 19 年 3 月期決算に反映されている。

- (2) 取締役会は、代表取締役等の業務執行を適正に監視すべき義務を負っているにもかかわらず、こうした一部の代表取締役の意向を追認するだけの機関となり、その機能は形骸化していたこと。
- (3) 監査役会は、上記のような経営実態を把握していたにもかかわらず、改善に向けた牽制機能を発揮していなかったこと。

2. このため、本日、同行に対し、銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

### 記

- (1) 適切かつ健全な業務運営を確保するため、以下の観点から経営管理態勢及び法令等遵守態勢を充実・強化すること。
  - ① 経営管理及び法令等遵守に係る問題の原因となった経営責任の明確化(厳正な判断が期待できる社外の第三者による客

観的な検証体制の構築及び過去の事案に問題があった場合の改善措置、責任追及を含む)

- ② 取締役会や監査役会による経営監視・牽制が適正に機能するための組織・体制の抜本的改革及び早期構築
- ③ 経営陣が誠実かつ率先垂範して法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化及び全行的な法令等遵守態勢の確立

- (2) 上記(1)に関する改善計画を平成19年11月12日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、四半期毎の進捗・実施状況等を翌月15日までに報告すること(初回報告基準日を平成19年12月末とする)。

連絡・問い合わせ先 関東財務局理財部金融監督第1課 電話 048-600-1144(ダイヤルイン)
---